

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年11月4日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

世田谷区両親学級事業運営委託

(2) 事業概要

世田谷区（以下「区」という。）は、妊婦及びパートナーが、妊娠・出産・育児に関する必要な知識を身につけるとともに、地域の人や資源につながる機会となることを目的に「地域と連携した両親学級」を実施する。

(3) 業務内容

受託者は次の業務を行うこととする。なお、詳細については、募集説明書のとおりとする。

①申し込みの受付

②受講者の決定

③申し込み結果の通知

④事前準備

⑤当日の運営

⑥事業結果報告書及びアンケート集計表等の作成

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※契約は単年度ごととし、各年度における本事業の予算配当があること及び履行状況が良好であることを条件とする。予算の削減、減額、履行状況に問題があった場合などは翌年度以降の契約を締結しない場合がある。

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること。

(1) 区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

(3) 区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税・市民村民税に滞納がないこと。

(5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申し立て、又

は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。

（６）過去３年間で官公庁において両親学級事業運営委託に関する契約の実績を有していること。

（７）「両親学級事業運営委託事業者審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者ではないこと。

委員長：世田谷保健所長 向山 晴子

委 員：恵泉女学園大学教授 高橋 睦子

委 員：子ども・若者部子ども家庭課長 虎谷 彰子

委 員：砧総合支所保健福祉センター健康づくり課長 志賀 孝子

委 員：世田谷保健所健康推進課長 真鍋 太一

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格要件の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- （１）実施体制
- （２）類似業務の実績
- （３）業務内容に対する理解度
- （４）業務内容に対する企画提案
- （５）業務運営に対する危機管理等の体制及び意識
- （６）見積内容の妥当性

5 手続等

（１）担当部課

住所 〒154-0017 世田谷区世田谷4-24-1 城山分庁舎1階

電話 03-5432-2446

世田谷区世田谷保健所健康推進課ころと体の健康担当

（２）説明書の交付期間、方法

①交付期間

令和7年11月4日（火）から令和7年11月18日（火）の午後4時まで

②交付方法

世田谷区ホームページよりダウンロード（ページID：28146）

（世田谷区トップページ > 区政情報 > 契約・入札情報 > 発注情報 > 現在実施中のプロポーザル情報 > 子ども・教育・若者支援 > 世田谷区両親学級事業運営委託における公募型プロポーザル実施について）

(3) 参加表明書等の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限 令和7年11月18日(火)午後4時まで必着

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

②提出場所 (1)に同じ(城山分庁舎1階窓口)

③提出方法 直接持参に限る。

(4) 提案書等の受領期限並びに提出場所及び方法

①提出期限 令和7年12月18日(木)午後4時まで必着

※受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時

②提出場所 (1)に同じ(城山分庁舎1階窓口)

③提出方法 直接持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること。

※メールアドレスは招請通知にて記載する。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方(受託者)との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 本提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 正式な委託仕様書は、契約締結時において受託事業者と別途協議の上、決定する。

(9) 本プロポーザルは事業者の選定を目的としており、区は提案書の内容に拘束されない。

(10) 提案に係る一切の書類に虚偽があると認められた場合は、当該提案は無効とする。

(11) 提出期限以後の参加表明書及び提案書の差し替え又は再提出は認めない。

(12) 提案者から提出された書類は返却しない。また、審査に必要な範囲で複製することがある。

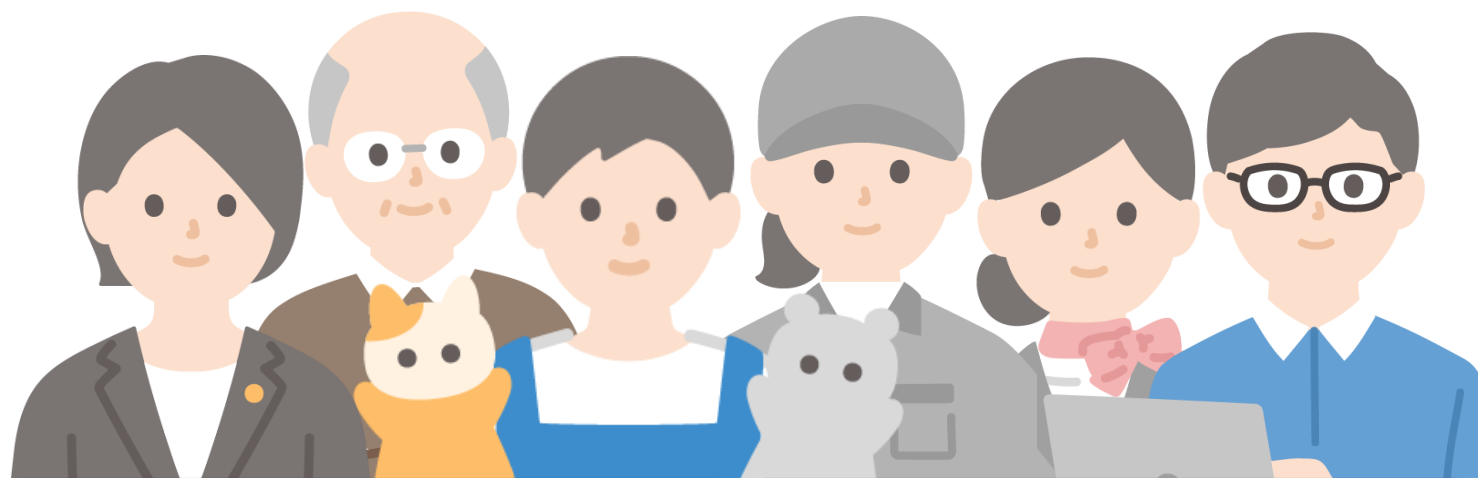
(13) 提案書の提出後に2資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(14) 参加事業者から文書により自社の評価結果について説明依頼がある場合は、提案書が特定された理由又は特定されなかった理由の説明として、当該事業者の順位、総得点及び評価項目ごとの得点を情報提供する。

(15) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区

公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



工事請負契約の
技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の
労働者

1 時間あたり

1,460円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,177円	さ く 岩 工	4,208円	左 官	3,507円
普 通 作 業 員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配 管 工	3,039円
軽 作 業 員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	は つ り 工	3,199円
造 園 工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防 水 工	3,836円
法 面 工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板 金 工	3,634円
と び 工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タ イ ル 工	2,880円
石 工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サ ッ シ 工	3,411円
ブ ロ ッ ク 工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋 根 ふ き 工	3,602円
電 工	3,464円	高 級 船 員	4,059円	内 装 工	3,507円
鉄 筋 工	3,464円	普 通 船 員	3,273円	ガ ラ ス 工	3,358円
鉄 骨 工	3,145円	潜 水 士	5,302円	ダ ク ト 工	3,145円
塗 装 工	3,666円	潜 水 連 絡 員	3,879円	保 温 工	2,944円
溶 接 工	3,932円	潜 水 送 気 員	3,762円	設 備 機 械 工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山 林 砂 防 工	3,411円	交 通 誘 導 員 A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌 道 工	6,099円	交 通 誘 導 員 B	1,870円
潜 かん 工	3,932円	型 わ く 工	3,369円	上記以外の職種	1,460円
潜 かん 世 話 役	4,707円	大 工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年3月14日告示によるものです。
適用対象は令和7年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。